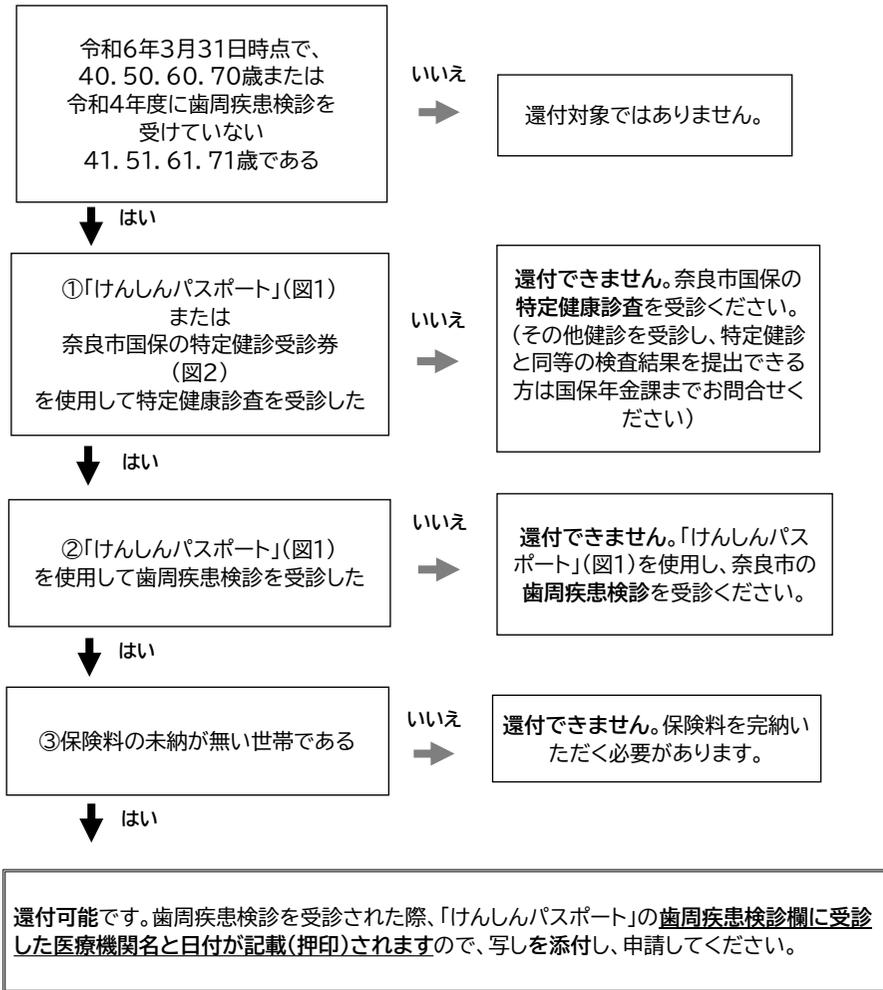


申請にあたってのフローチャート



※歯周疾患検診の受診料(1,000円)以外は還付対象外です。

※①と②の健(検)診はどちらを先に受診していても構いません。

※奈良市国保の特定健康診査以外の健診を職場等で受診している場合は国保年金課までご相談ください。

※「けんしんパスポート」又は受診券がお手元に無い場合は発行が必要です。下記の電話番号までおかけください。

※令和4年度に歯周疾患検診を受けていない、今年度41・51・61・71歳になる方は、歯周疾患検診を受診する前に健康増進課でけんしんパスポート(受診票)を発行する必要があります。

特定健康診査の受診券発行・保険料の納付・本紙に関するお問い合わせ:国保年金課(0742-34-4736)
歯周疾患検診の受診券発行:健康増進課(0742-34-5129)

図 1

歯周疾患検診を受診されたら、ここに医療機関名と日付が記載(押印)されます。

図 2